

e・ライフサポート株式会社

グループホーム・桜の宿

指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、e・ライフサポート株式会社が開設する指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護事業所グループホーム桜の宿（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業及び指定認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護者及び要支援者であって認知症であるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下「要介護者」という。）に対し、適正な介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、認知症である要介護者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業者は、共同生活住居において、要介護者が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で、介護予防認知症対応型共同生活介護及び認知症対応型共同生活介護計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

3 事業の実施にあたっては、要介護者の家族や地域との結びつきを重視し、関係市区町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、外部サービスも利用して総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の運営にあたっては、安定かつ継続的な事業運営に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地、定員及び居室数は、次のとおりとする。

- 1 名称 : グループホーム・桜の宿
- 2 所在地 : 埼玉県さいたま市桜区大字宿140番地1
- 3 共同生活住居数 : 2
- 4 一の共同生活住居における定員 : 9名×2

5 一の共同生活住居における居室数 : 9室×2

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種及び職務内容は次のとおりとする。

1 管理者 1名 (常勤兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2 介護従事者 常勤換算方式により(各ユニット)

日中時間帯(6:00~21:00)常勤換算方式により3.0名以上

夜間帯(21:00~6:00)常勤換算方式により1.0名以上

介護従事者は、指定認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護を提供する。

3 早番7:00~16:00 日勤9:00~18:00 遅番10:00~19:00

遅番Ⅱ11:00~20:00 夜勤17:00~10:00

3 計画作成担当者 2名 (各ユニット1名、1名以上は介護支援専門員)

計画作成担当者は、介護予防認知症対応型共同生活介護計画又は、認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護の内容)

第5条 事業者は、要介護者に共同生活を送る住居を準備し、入浴、排泄、食事の介護その他の日常生活の世話及び要介護者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援その他の共同生活介護を適正に提供する。

(利用料その他の費用の額)

第6条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護の費用は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護予防認知症対応型共同生活介護又は認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 入居一時金 なし

二 家賃 66,000円 (1ヶ月)

三 食材費 1,488円 (1日)

(内訳:朝食382円 昼食503円 夕食503円 おやつ100円)

四 共益費(水道光熱費等) 27,360円(1ヶ月)

五 その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる実費費用

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、事業者、利用者および身元引受人兼連帯債務者

(以下「身元引受人」という)が合意し、書面にて記(署)名捺印の上取り交わすこととする。

4 介護保険法令等の改正にともなって、介護保険給付対象サービスの利用料金等(単価等)に変更があった場合は、事業者は書面にて利用者および身元引受人に説明し合意を得ることとする。

5 事業者は、利用者の同意を得た上で、介護保険給付対象外サービスの利用料金等を変更することができる。利用料金等が変更された場合、事業者は改めて利用者および身元引受人と書面にて取り交わすこととする。

6 利用者は、税法に則り消費税等を負担するものとする。

※生活保護受給者の費用については、当該生活保護受給者を所管する福祉事務所と協議のうえ、基準額に合わせて決定する。

(原状回復等)

第7条 利用者の希望により居室の修理・造作および模様替えを行った時は、その原状回復費用は利用者の負担とする。

2 利用者等の故意・過失により生じた破損、汚れは利用者の負担とする。

(入居にあたっての留意事項)

第8条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護への入居にあたっては、主治医の診断書等に基づき、認知症状態であることを確認する。

2 協力医療機関、協力歯科医療機関を定め、介護保険施設等と連携して緊急時には速やかに必要な処置を行う。

(身体的拘束)

第9条 事業所は、サービス提供にあたっては、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

但し、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ないと判断され、以下の手続きを経て利用者及び利用者の家族の合意を得た場合は、この限りではない。

一 身体拘束を行う場合には身体拘束廃止委員会を開催し会議において討議し、やむを得ないと判断した場合において身体拘束の手続きを行うこととする。

二 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得る。

三 利用者本人や家族に対して身体拘束に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

四 経過観察記録を用い、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に係る再検討

を行うごとに逐次その記録を加えるとともに、それについて情報を開示し、従業者間、事業所全体、家族等関係者の間で直近の情報を共有する。

五 身体拘束に関する説明書・経過観察記録は、事業所において保存しておく。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業者は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(緊急時等における対応方法)

第11条 介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護の提を行っているときに、利用者の病状等が急変し、又はその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じる。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、事業所の所在する市区町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(非常災害対策)

第12条 事業者は、「消防計画」に従い、非常災害に備えるため、災害時における定期的な避難、救出その他必要な訓練を行う。また、非常時に備えた備蓄に努め、地域の協力機関と連携を図り、定期的に避難訓練を行う。

2 スプリンクラー、自動火災報知機、非常階段、誘導灯などの防災設備は法令に準拠して設置する。

3 台風や大雨による風水災害、地震による震災については、関係機関の発令する各種警報に注視し計画に沿って避難行動を行う。

4 不審者からの利用者保護について「福祉サービス事業所等における防犯マニュアル作成ガイドライン」に沿って行動する。

(苦情処理)

第13条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者からの苦情に関し、迅速かつ適切に対応するため、本社及び事業所に苦情窓口を設置し、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じるものとする。

- 2 提供したサービス等に関し、市区町村が行う調査等に協力するとともに、市区町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 提供したサービス等に関する苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 提供したサービス等に関する利用者からの苦情に関して、区市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市区町村が実施する事業に協力するよう努める。
- 5 事業所は、社会福祉法に規定する運営適正化委員会が規程により行う調査又は斡旋に協力するよう努める。

(事故発生時の対応)

- 第14条 利用者に対するサービス等の提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- 2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

(個人情報の保護)

- 第15条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、第三者への情報提供についてはあらかじめ利用者及びその家族の同意を得るものとする。
 - 3 従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
 - 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

(地域との連携)

- 第16条 事業所は事業の提供に当たり、利用者およびその家族、地域住民、その他事業について知見を有する者等により構成される「運営推進会議」を設置し、事業の活動状況を報告し評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会を設けるものとする。
- 2 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成する。
 - 3 事業所は、事業の運営に当たっては、地域住民またはその自発的な活動との連携および協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(業務継続計画（BCP）の策定に関する事項)

第 17 条 介護事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（感染症対策について）

第 18 条 介護事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果位について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

（3）事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

（従業者の就業環境の確保について（パワハラ・セクハラ防止））

第 19 条 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

（その他運営に関する重要事項）

第 20 条 事業所は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用後1ヶ月以内

（2）継続研修 年1回以上

2 介護サービスの提供に係る書類は、それぞれ法令又は条例で定められる期間保存する。

3 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、本部と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

（外部評価について）

第21条 外部評価実施の状況

実施した直近の年月日 _____年 _____月 _____日実施

実施した評価機関の名称 _____実施機関名

評価結果の開示状況 _____館内掲示及びホームページへのアップロード

附則

この規程は、平成31年2月1日から施行する。

改定

令和元年6月1日

「第17条 外部評価実施の状況」追記

令和3年4月1日

「第10条 虐待の防止のための措置に関する事項」追記

「第17条 感染症対策について」追記

「第18条 従業員の就業環境の確保について（パワハラ・セクハラ防止）」追記

以下繰り下げ

令和6年4月1日

「第17条 業務継続計画」追記

以下繰り下げ